

請願 第46号

受付 令和元年11月21日

付託 令和元年11月29日

取手市の不当な強制執行と私物の処分の謝罪を求める請願

紹介議員 細谷 典男

・請願趣旨

私は、2017年1月25日に東海村かがやき荘に連絡なしに突然、取手市職員等に押しかけられ、話をしようとワゴン車に誘い、そのまま話もなしに常総病院に連れて行かれました。

その際、病院で待ち伏せしていた市の職員がコートの中にあったかがやき荘自室の鍵を私の許可なく抜き去り、明け渡し請求や強制執行の裁判もないままに強制執行を行いました。同時に、私に許可なく私物の一部を処分・紛失。残りの私物も私に許可なく取手市の倉庫へ移動させました。その際かかった倉庫代約11万円と、引っ越し費用約8万円は私の負担となっており、返金を求めています。市は応じません。

また、複数の私物が処分・紛失されておりますが、こちらも不法行為であり、返還もしくは弁償を求めています。市は応じません。この市の行為は器物損壊罪、住居侵入罪、プライバシー権の侵害でもあります。裁判所の許可もとらず、法的根拠もなく部屋の明け渡しをすることは職権濫用であります。このようなことを平然と行い、違法だと指摘されても対応しない取手市には人権のかけらもありません。

市は母子生活支援施設であるから入居要件を満たさなくなったから合法であるといえます。しかしながら、入居条件を満たされなくなったとしても即日退去ということではできません。事実、2017年3月までは入居できるという契約で入居をしており、家賃滞納もなく退去を求められたことはありません。もし、入居者の意に反して明け渡す場合は裁判所の判断が必要であります。

また、取手市は、預かっていた3,240円を紛失しました。頼んだ覚えもない診断書代という名目でしたが、診断書も送られてこず、領収証もありません。こちらの返金にも応じません。

以上のことから、次のことを求めます。

・請願事項

1. 取手市は不当な強制執行と私物の処分・紛失を認め、謝罪とその補償をすること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和元年11月21日

請願者代表

住所 取手市野々井136-5-204

氏名 柳沢 夏希

取手市議会議長 殿